

こども大綱の策定に向けた中間整理案に対する
「子ども・子育て支援等分科会」における主な意見

2023年9月25日

子ども・子育て支援等分科会

- こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会は、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）において、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議すること」等とされており、具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等への財政支援等を通じた施設整備、公定価格や設備運営基準の設定のほか、地域子ども・子育て支援事業の推進等を通じた子ども・子育て支援環境の整備等を所掌している。
- こうした観点から、こども大綱の策定に向けた中間整理案に関して、以下7点、本分科会における意見を申し上げる。

※ 本資料は、子ども子育て支援等分科会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したもの。

1. こども・若者、子育て当事者に関わる人材確保等

- 保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブの職員等のこども等に関わる人材については、こどもの育ちや子育て当事者を支える必要不可欠な存在であることから、処遇改善や職場環境の改善等に取り組むこと。

2. 待機児童対策

- 待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げたとされているが、解消されていないケースがあること等に留意が必要。
- 他方で、今後の保育所等整備にあたっては、女性就業率や保育所申込率等の具体的なエビデンスに基づき、適切な量の整備を行うとともに、質を確保していくことも必要。

3. 地域子ども・子育て支援

- 地域の実情に応じた様々な支援を推進していくこと。その際、既存の地域資源をできる限り有効活用し、効率的に取り組むこと。

4. 伴走型相談支援

- 伴走型相談支援にあたっては、対面相談のほか、デジタルを活用して、相談機関と日常的にコミュニケーションをとることができる方法も必要。

5. 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブの受け皿整備について、各自治体において、待機児童解消が着実に進むよう取り組むべき。また、国としてもしっかり支援を行うべき。

6. 病児保育

- 子育てと仕事を両立など、若い世代がそれぞれの希望に応じて、家族を持ち、こどもを産み育てることができる環境を整備していくためにも、病児保育を充実していくことは重要であるが、より利用しやすい制度としていく必要がある。
- 他方で、こどもが病気の際に、こどものそばにすることができる働き方ができる社会の仕組みをつくっていくことも重要。

7. 地方自治体との連携

- こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であることから、こども大綱に記載される施策を推進するため、国においては自治体と十分に連携するとともに、必要に応じて自治体への支援を行うこと。
- その際、都市部と地方の人口減少地域では、こどもを取り巻く環境が大きく異なっていることから、地域の特性・状況も踏まえた内容とし、地域格差が生じないように留意すること。